

## 「住みか工〜ル」補助制度

三田市内で新築・中古住宅を購入し、住み替える  
市内・外の若年世帯等に費用の一部を補助します！

マンション  
戸建て  
どちらも◎

### ✓ 補助額

建築工事請負契約  
または売買契約にかかる経費 × **1/10**  
(※土地は除く)

上限基礎額  
**10万円**



購入金額が100万円を超える場合は10万円補助します

市外から  
転入の場合  
**+5万円**



★市街化  
調整区域の場合  
**+5万円**



最大  
**20万円**

★市街化調整区域について 裏面へ

### ✓ 対象

- (1) 若年世帯等に属する者
- (2) 住宅を取得し、世帯全員が居住し一時的な居住でないこと
- (3) 建築工事請負契約または売買契約を締結する者
- (4) 登記において、所有権を有する者または同一世帯に属する者
- (5) 市区町村民税を滞納していない者
- (6) 暴力団員または反社会的勢力に寄与するための利用でないこと
- (7) 過去に本制度および住宅取得のための補助金の交付等を受けていない者

### ✓ ①若年世帯

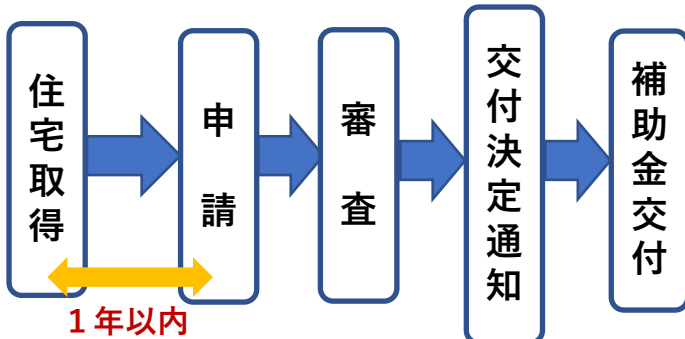
夫婦（および内縁関係、パートナーシップ宣誓者）の合計年齢が  
満80歳未満の世帯

### ②子育て世帯

子どもが18歳になる年の年度末（3月31日）までの世帯  
または妊娠している者が属する世帯

### ③若年独身世帯

満年齢が40歳未満の方



! 申請には期限があります。  
新築・中古住宅購入ともに  
登記から**1年以内**  
※令和5年4月1日以降の取得が対象

! 申請日までに三田市への  
住民登録が必要です。



〒669-1595 三田市三輪2-1-1 三田市 移住定住促進課

TEL:079-555-6776 FAX:079-563-1366

E-mail:ijyu@city.sanda.lg.jp



# ★市街化調整区域について

下記のURLより市街化調整区域のエリアが調べられます！（三田市地図情報サイト）  
または「三田市 地図情報」で検索🔍

<https://webgis.alandis.jp/sanda28/webgis/>

1 都市計画規制情報図 をクリック

2 【同意した上で利用する】 をクリック



赤枠で囲まれた地区（色がついているところ） ➡ 「市街化区域」

赤枠で囲まれた地区以外 ➡ 「市街調整区域」となります

## ？ 市街化区域とは

「すでに市街地を形成している区域」  
「優先的かつ計画的に市街化を図る区域」のこと

## ？ 市街化調整区域とは

「市街化を抑制すべき区域」  
「優良な農地の保全を図る区域」のこと

## ！ 確認・印刷方法

- 1 メニューバーの虫眼鏡🔍で「街区検索」「地番検索」など検索ができます
- 2 検索が完了したら、その状態のまま印刷の手順☆へ
- 3 印刷したものを必要書類とあわせてお持ちください

☆ ①右側のメニューから🖨️または📄をクリックし、リストから出力する地図を選択します。

メニューから照会、または印刷する地図を選択します。

都市計画規制情報図はこちらをクリック

屋外広告物規制図はこちらをクリック

景観計画区域情報はこちらをクリック

市街化調整区域土地利用計画図はこちらをクリック



②照会する位置をクリックします。  
クリックした地点の情報が右側に表示されます。

照会するポイントをクリックします。



③出力する場合は右下の「出力」ボタンをクリックします。

出力をクリックし、指定したポイントの参考図を PDF 形式で出力します。



④ポップアップが表示されるので、ファイルを開くか保存します。  
PDF ファイルを開き、印刷します。

本庁舎5階「都市政策課」でも印刷できます

※発行には手数料(200円)がかかります

「区域区分」の欄で市街化調整区域か市街化区域かわかりますのでこちらをご確認ください

## 【都市計画規制情報図の写し】

凡例	
第一種住居地域	近隣商業地域
第二種住居地域	商業地域
第三種住居地域	準工業地域
第一種高度地区	工業専用地域
第二種高度地区	区域区分
第三種高度地区	高度利用地区
第一種高度地区	地区計画区域
第二種高度地区	交通広場
第三種高度地区	都市計画道路
第一種高度地区	都市計画緑地
第二種高度地区	都市計画公園
第三種高度地区	その他の都市施設
第一種高度地区	都市計画緑地
第二種高度地区	都市計画公園
第三種高度地区	その他の都市施設
第一種高度地区	都市計画緑地
第二種高度地区	都市計画公園
第三種高度地区	その他の都市施設

地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。また、お調べの土地が用途地域指定区域や都市計画区域にない場合は、必ず事前に確認してください。  
本図は印刷や複製の発生するもの、取り扱ったものとは、重要な事項の修正には対応できません。